国民健康保険事業・介護保険事業の取扱いについて

保険料は、次のようになります。

国民健康保険料・介護保険料

区　分	調　整　結　果	対象者	窓　口
国民健康保険料	・平成17年度から「料」に統一されます。 ・保険料率は、平成１７年度（６月初め頃）になってから、告示しお知らせします。 ・平成１７年度保険料決定通知書は、平成17年６月中旬までに発送します。 ・納期は、６月から翌年３月まで毎月（10回）です。	国民健康保険被保険者の属する世帯主	総合支所市民福祉課市民生活係 または、本庁市民福祉部市民課国民健康保険係
介護保険料	・平成17年度から、保険料率が変更となります。 ・第１号被保険者の第３段階保険料平均月額（基準額）は、3,000円です。（平成18年からの３カ年間は、新しい介護保険事業計画に基づき第３期保険料が設定されます。） ・納期は、６月から翌年３月まで毎月（10回）です。	介護保険第１号被保険者	総合支所市民福祉課健康福祉係 または、本庁市民福祉部高齢障害課介護保険室

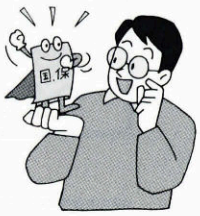

また、受給者証の取扱いは、次のようになります。

受給者証の取扱い

区　分	調　整　結　果	対象者	窓　口
国民健康保険被保険者証	・住所変更の手続きは必要ありません。現在お持ちの受給者証を３月31日までそのまま使用してください。 ・一斉更新日を「平成17年４月１日」とし、３月中に新被保険者証を郵送します。 ・減額認定証などについても、上記と同じ取扱いとします。	国民健康保険被保険者	総合支所市民福祉課市民生活係 または、本庁市民福祉部市民課国民健康保険係
老人医療受給者証	・住所変更の手続きは必要ありません。現在お持ちの受給者証を７月31日までそのまま使用してください。 ・一斉更新日を「平成17年８月１日」とし、７月中に新受給者証を郵送します。 ・減額認定証などについても、上記と同じ取扱いとします。	受給資格者	総合支所市民福祉課市民生活係 または、本庁市民福祉部市民課年金医療係
介護保険被保険者証	・住所変更の手続きは必要ありません。ただし、証番号等が変更となるため、新被保険者証を郵送します。 ・また、減額認定証も併せて郵送します。	要介護・要支援の認定を受けている被保険者	総合支所市民福祉課健康福祉係 または、本庁市民福祉部高齢障害課介護保険室
	・介護サービスを利用されない方については影響がありませんので、現在の更新日である「平成18年４月１日」にあわせて新被保険者証を郵送します。	上記以外の被保険者	

災害対策本部について

地域防災計画を策定するまでのものとして、市長職務執行者を災害対策本部長とし、各部長、各課長等からなる災害対策本部を設置し、災害が発生又は発生する恐れがある場合において、必要な措置を迅速かつ強力に実施します。